

法務省民商第1008号

平成20年3月21日

法務局民事行政部長 殿

地方法務局長 殿

法務省民事局商事課長

公認会計士法等の一部を改正する法律の施行に伴う法人登記事務の取扱いについて
(通知)

公認会計士法等の一部を改正する法律(平成19年法律第99号。以下「改正法」という。)、公認会計士法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成19年政令第357号)及び公認会計士法施行規則(平成19年内閣府令第81号。以下「施行規則」という。)が本年4月1日から施行されますが、これに伴う法人登記事務の取扱いについては、下記の点に留意するよう、貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

なお、本通知中「法」とあるのは公認会計士法(昭和23年法律第103号)を、「組登令」とあるのは組合等登記令(昭和39年政令第29号)をいい、引用する条文は、いずれも改正後のものです。

記

第1 改正の概要

改正法により、有限責任形態の監査法人制度を創設するとともに、監査法人の社員資格を公認会計士以外の者へ拡大する等の改正が行われた。

これに伴い、監査法人のうち、その社員の全部を有限責任社員とする定款の定めのある監査法人を「有限責任監査法人」といい、その社員の全部を無限責任社員とする定款の定めのある監査法人を「無限責任監査法人」というとされた(法第1条の3第4項、第5項)。

また、監査法人の社員のうち、公認会計士及び外国公認会計士(法第16条の2第5項に規定する外国公認会計士をいう。)以外の者を「特定社員」というとされた(法第1条の3第6項)。

第2 設立

1 設立の手続

(1) 定款の作成

ア 監査法人を設立するには、その社員となろうとする者が、共同して定款を定め、当該定款について公証人の認証を受けなければならない、その社員となろうとする者のうちには、5人以上の公認会計士（外国公認会計士を含む。以下同じ。）を含まなければならないとされた（法第34条の7第1項、第2項、会社法（平成17年法律第86号）第30条第1項）。

イ 定款には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならないとされた（法第34条の7第3項）。

(ア) 目的

(イ) 名称

(ウ) 事務所の所在地

(エ) 社員の氏名及び住所

(オ) 社員の全部が無限責任社員又は有限責任社員のいずれであるかの別

(カ) 社員の出資の目的（有限責任社員にあつては、金銭その他の財産に限る。）

及びその価額又は評価の標準

(キ) 業務の執行に関する事項

なお、改正前と同様に、監査法人がその定款を変更するには、当該定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の同意を要する（法第34条の10第1項）。

(2) 名称使用制限

監査法人は、その名称中に監査法人という文字を使用しなければならない、また、有限責任監査法人は、その名称中に有限責任という文字を使用しなければならないとされた（法第34条の3、施行規則第18条）。

無限責任監査法人は、その名称中に有限責任監査法人又は有限責任監査法人と誤認させるような文字を使用してはならないとされた（法第48条の2第2項）。

なお、改正前と同様に、監査法人でない者は、その名称中に監査法人又は監査法人と誤認させるような文字を使用してはならない（法第48条の2第1項）。

(3) 監査法人の業務

改正前と同様に、監査法人は、法第2条第1項の財務書類の監査又は証明の業務（以下「監査証明業務」という。）を行うほか、定款で定めるところにより、次に掲げる業務の全部又は一部を行うことができる（法第34条の5）。

ア 他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の調製をし、財務に関する調査若しくは立案をし、又は財務に関する相談に応ずること（他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項を除く。）（法第2条第2項）

イ 公認会計士試験に合格した者に対する実務補習

(4) 監査法人の社員

監査法人の社員は、公認会計士又は法第34条の10の8の登録を受けた特定社員でなければならないとされた（法第34条の4第1項）。

監査法人の社員のうち公認会計士である者の占める割合は、100分の75以上でなければならないとされた（法第34条の4第3項、施行規則第19条）。

(5) 業務の執行及び法人の代表

ア 業務の執行

監査法人の行う監査証明業務については、公認会計士である社員（以下「公認会計士社員」という。）のみが当該業務を執行する権利を有し、義務を負うとされた（法第34条の10の2第1項）。

監査法人の行う(3)のア及びイの業務（以下「非監査証明業務」という。）については、監査法人のすべての社員が当該業務を執行する権利を有し、義務を負うとされた（法第34条の10の2第2項）。

イ 法人の代表

(ア) 監査証明業務については、公認会計士社員のみが各自監査法人を代表するとされた。ただし、公認会計士社員の全員の同意によって、公認会計士社員のうち監査証明業務について特に監査法人を代表すべきものを定めることを妨げないとされた（法第34条の10の3第1項）。

(イ) 非監査証明業務については、監査法人のすべての社員が各自監査法人を代表するとされた。ただし、定款又は総社員の同意によって、社員のうち非監査証明業務について特に監査法人を代表すべきものを定めることを妨げないとされた（法第34条の10の3第2項）。

なお、監査法人を代表する社員は監査法人の業務（特定社員にあつては、監査証明業務を除く。）に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権利を有するとされ、当該権限に加えた制限は善意の第三者に対抗することができないとされている（法第34条の10の3第3項、第4項）ことから、監査法人を代表する公認会計士社員については、監査証明業務及び非監査証明業務の双方について代表権を有するものとして登記されることになり、いずれか一方の業務についてのみ代表権を有するものとして登記することはできない。

2 設立の登記の手續

(1) 申請人

監査法人の登記の申請は、当該監査法人を代表する社員（公認会計士社員又は特定社員）が行う（1の(5)のイ参照）。

(2) 登記すべき事項

監査法人は、組登令第2条第1号から第5号までに掲げる事項のほか、次の事項を登記しなければならないとされた（法第34条の6第1項、組登令第2条第6号、

別表一)。

ア 社員（監査法人を代表すべき社員を除く。）の氏名及び住所（社員の全部を有限責任社員とする旨の定めがあるときは、氏名に限る。）

イ 社員が特定社員であるときは、その旨

ウ 社員の全部を有限責任社員とする旨の定めがあるときは、資本金の額

エ 合併の公告の方法についての定めがあるときは、その定め

オ 電子公告を合併の公告の方法とする旨の定めがあるときは、電子公告により公告すべき内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であつて法務省令で定めるもの（事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告の方法についての定めがあるときは、その定めを含む。）

(3) 登記の記録

ア 特定社員である旨の公示（別紙記録例第1の2の(2)及び(3)、第2の2の(2)及び(3)参照）

社員が特定社員であるときは、「社員（特定社員）」として登記する。

イ 代表権の有無の公示（別紙記録例第1の2の(4)及び(5)、第2の2の(4)及び(5)参照）

代表権を有する者の資格（組登令第2条第4号）は、「社員」とする。ただし、社員中特に監査法人を代表すべき者を定めた場合には、代表権を有する者の資格を「代表社員」とし、代表権を有しない者については単に「社員」とする。

ウ 社員の住所の公示（別紙記録例第1の2の(4)及び(5)、第2の2の(4)及び(5)参照）

有限責任監査法人については、当該監査法人を代表すべき社員以外の社員の住所は登記する必要がないとされている（(1)のア参照）ところ、有限責任監査法人を代表すべき社員が代表権を有しないこととなった場合には、当該社員の登記事項中住所の記録を抹消し、有限責任監査法人を代表すべき社員以外の社員が代表権を有することとなった場合には、当該社員の登記事項に住所を記録する必要がある。

なお、イ及びウの取扱いについては、社員が公認会計士社員であるか、特定社員であるかを問わない。

(4) 添付書面

監査法人の設立の登記の申請書には、定款、代表権を有する者の資格を証する書面及び(1)に掲げる事項を証する書面を添付しなければならない（組登令第16条）。

監査法人の社員は、公認会計士又は法第34条の10の8の特定社員名簿に登録を受けた者でなければならないため（法第34条の4第1項）、代表権を有する者

の資格を証する書面の一部として、その者が公認会計士又は当該登録を受けた者であることを証する書面を添付しなければならない。監査法人を代表すべき社員以外の社員がある場合における当該社員に関する事項を証する書面についても、同様である。なお、日本公認会計士協会が発行する資格証明書（別紙参照）は、この書面に該当する。

有限責任監査法人にあつては、資本金の額を証する書面として、出資に係る払込み又は給付があつたことを証する書面を添付しなければならない。

(5) 登録免許税

改正前と同様に、監査法人の登記については、登録免許税の納付は要しない。

第3 社員の加入及び脱退

1 社員の加入及び脱退の手続

(1) 社員の加入

ア 新たな出資による場合

新たな出資による社員の加入は、総社員の同意（定款に別段の定めがある場合を除く。）によって当該社員に係る定款の変更をした時に、その効力を生ずるとされた（法第34条の10、第34条の22第1項、会社法第604条第1項、第2項）。ただし、有限責任監査法人にあつては、新たに社員となろうとする者が定款の変更をした時に出資に係る払込み又は給付の全部又は一部を履行していないときは、その者は、当該払込み又は給付を完了した時に、社員となるとされた（法第34条の23第1項、会社法第604条第3項）。

社員が出資の履行をした場合における有限責任監査法人の資本金の額は、当該出資により払込み又は給付がされた財産の価額の範囲内で、有限責任監査法人が計上するものと定めた額が増加するとされた（施行規則第49条第1項第1号）。

イ 持分の譲受けによる場合

改正前と同様に、定款に別段の定めがある場合を除き、社員の持分の譲渡については、他の社員の全員の承諾が必要である（法第34条の22第1項、会社法第585条第1項、第4項）。

したがって、持分の譲受けによる社員の加入は、定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の同意によって当該社員に係る定款の変更をした時に、その効力を生ずる（法第34条の10、第34条の22第1項、会社法第604条第2項）。

(2) 社員の脱退

脱退事由については、改正前と同様である（なお、特定社員にあつては、特定社員名簿に係る登録の抹消も法定脱退事由とされた。法第34条の17、第34条の22第1項、会社法第606条、第609条第1項）。

なお、社員が脱退した場合には、脱退した社員はその持分の払戻しを受けること

ができるところ（法第34条の22第1項、会社法第611条第1項本文）、有限責任監査法人にあっては、法第34条の23第1項で準用する会社法第627条の債権者保護手続（法第34条の23第1項で準用する会社法第635条第1項の場合にあっては、同条の手続を含む。）を行って資本金の額を減少することができ、その場合には、資本金の額は、当該脱退した社員の出資につき資本金の額に計上されていた額が減少するとされた（施行規則第49条第2項第1号）。

2 社員に関する登記の手続

(1) 社員の加入による変更の登記

登記の申請書には、変更を証する書面として、次の書面を添付しなければならない（組登令第17条）。

ア 新たな出資による場合

(7) 定款の変更に係る総社員の同意があったことを証する書面

(イ) 有限責任監査法人にあっては、次に掲げる書面

a 出資に係る払込み又は給付があったことを証する書面

b 資本金の額が増加したときは、次に掲げる書面

(a) 増加すべき資本金の額につき有限責任監査法人が決定したことを証する書面

有限責任監査法人が資本金の額を増加する場合の決定方法については特段の規定がなく、各法人ごとに定款で定められることから、定款及び定款の定めに従って資本金の額を決定したことを証する書面（総社員の同意書等）を添付する。

(b) 資本金の額が施行規則第49条第1項第1号の規定に従って計上されたことを証する書面

イ 持分の譲受けによる場合

当該事実を証する書面（持分の譲渡契約書及び定款の変更に係る総社員の同意があったことを証する書面等）

(2) 社員の脱退による変更の登記

登記の申請書には、変更を証する書面として、次の書面を添付しなければならない（組登令第17条）。

ア 脱退の事実を証する書面

イ 有限責任監査法人において資本金の額を減少した場合にあっては、次に掲げる書面

(7) 減少すべき資本金の額につき有限責任監査法人が決定したことを証する書面

(1)のアの(イ)のbの(a)と同様である。

(イ) 債権者保護手続関係書面

債権者保護手続のための公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付する。

なお、当該公告を、定款の定めに従い官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によりするときは、知っている債権者に対する各別の催告は要しないため、当該催告をしたことを証する書面の添付は要しないが、当該定款の定めを確認するため、定款を添付する。

(ロ) 資本金の額が施行規則第49条第2項の規定に従って計上されたことを証する書面

第4 有限責任監査法人の資本金の額

1 資本金の額の増加

(1) 有限責任監査法人の資本金の額は、次の場合に増加するとされた。

ア 社員が出資の履行をした場合（施行規則第49条第1項第1号）

(ア) 新たな出資による社員の加入

この場合の手続及び増加すべき資本金の額は、第3の1の(1)のアのとおりである。

(イ) 社員の出資の価額の増加

有限責任監査法人は、総社員の同意（定款に別段の定めがある場合を除く。）によって、社員の出資の価額を増加する旨の定款の変更をすることができることとされた（法第34条の7第3項第6号、第34条の10第1項）。

社員の出資の価額を増加した場合には、(ア)の場合と同様に、監査法人の資本金の額は、当該出資により払込み又は給付がされた財産の価額の範囲内で、当該監査法人が計上するものと定めた額が増加するとされた（施行規則第49条第1項第1号）。

イ 監査法人が資本剰余金の額の全部又は一部を資本金の額とするものと定めた場合（施行規則第49条第1項第2号）

(2) 資本金の額の増加による変更の登記

ア (1)のアの(ア)の場合

社員の新たな出資による加入に伴う資本金の額の増加の登記の手続は、第3の2の(1)のとおりである。

イ (1)のアの(イ)の場合

この場合には、変更を証する書面として、次の書面を添付しなければならない（組登令第17条）。

- (7) 出資の価額を増加した定款の変更に係る総社員の同意書
- (イ) 出資に係る払込み又は給付があったことを証する書面
- (ウ) 増加すべき資本金の額につき有限責任監査法人が決定したことを証する書面
第3の2の(1)のアの(イ)のbの(a)と同様である。
- (エ) 資本金の額が施行規則第49条第1項第1号の規定に従って計上されたことを証する書面

ウ (1)のイの場合

この場合には、変更を証する書面として、次の書面を添付しなければならない(組登令第17条)。

- (7) 増加すべき資本金の額につき有限責任監査法人が決定したことを証する書面
第3の2の(1)のアの(イ)のbの(a)と同様である。
- (イ) 資本金の額が施行規則第49条第1項第2号の規定に従って計上されたことを証する書面

2 資本金の額の減少

- (1) 有限責任監査法人の資本金の額は、次の場合(法第34条の23第1項で準用する会社法第627条の債権者保護手続を行った場合に限る。)に減少するとされた。

ア 脱退する社員に対して持分の払戻しをする場合(施行規則第49条第2項第1号)

この場合の手続及び減少すべき資本金の額は、第3の1の(2)のとおりである。

イ 社員に対して出資の払戻しをする場合(施行規則第49条第2項第2号)

有限責任監査法人は、出資の払戻しのために資本金の額を減少することができ、その場合には、減少する資本金の額は、出資払戻額(出資の払戻しにより社員に対して交付する金銭等の帳簿価額)から剰余金額を控除して得た額を超えてはならないとされた(法第34条の23第1項、会社法第626条、施行規則第54条)。

ウ 損失のてん補に充てる場合(施行規則第49条第2項第3号)

有限責任監査法人は、損失のてん補のために資本金の額を減少することができ、その場合には、減少する資本金の額は、損失の額として施行規則第52条の規定により算定される額を超えることができないとされた(法第34条の23第1項、会社法第620条)。

- (2) 資本金の額の減少による変更の登記

ア (1)のアの場合

社員の脱退に伴う資本金の額の減少の登記の手続は、第3の2の(2)のとおりである。

イ (1)のイ又はウの場合

この場合には、変更を証する書面として、次の書面を添付しなければならない(組登令第17条)。

(7) 資本金の額の減少につき有限責任監査法人が決定したことを証する書面
第3の2の(1)のアの(イ)のbの(a)と同様である。

(イ) 債権者保護手続関係書面
第3の2の(2)のイの(イ)と同様である。

(ウ) 資本金の額が施行規則第49条第2号第2号又は第3号の規定に従って計上されたことを証する書面

第5 解散及び清算

1 解散の事由

監査法人は、法第34条の18第1項各号に掲げる理由によって解散するほか、公認会計士社員が4人以下になった日から引き続き6か月間5人以上にならなかった場合においても、その6か月を経過した時に解散するとされた(法第34条の18第1項、第2項)。

2 有限責任監査法人の清算

有限責任監査法人の清算については、任意清算によることができないとされた(法第34条の22第2項、第3項参照)。

第6 合併

1 当事者

改正前と同様に、監査法人は、総社員の同意があるときは、他の監査法人と合併することができる(法第34条の19第1項)。合併後存続する監査法人又は合併により設立する監査法人の種類も限定されていない。

2 債権者保護手続

合併をする監査法人が行う債権者への催告手続について、合併後存続する監査法人又は合併により設立する監査法人が有限責任監査法人である場合において、合併により消滅する監査法人が無限責任監査法人であるときは、当該無限責任監査法人においては、法第34条の20第2項の公告を官報のほか定款の定めに従い時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によりした場合であっても、知れている債権者に対する各別の催告を省略することはできないとされた(法第34条の20第3項ただし書)。

第7 監査法人の種類の変更

1 種類の変更の手続

無限責任監査法人は、その社員の全部を有限責任社員とする定款の変更をすることにより、有限責任監査法人となることができ、有限責任監査法人は、その社員の全部を無限責任社員とする定款の変更をすることにより、無限責任監査法人となることが

できるとされた（法第34条の22第10項、第11項）。

ただし、無限責任監査法人が有限責任監査法人となる場合にあっては、当該定款の変更をする無限責任監査法人の社員が当該定款の変更後の有限責任監査法人に対する出資に係る払込み又は給付の全部又は一部を履行していないときは、当該定款の変更は、当該払込み及び給付を完了した日に、その効力を生ずるとされた（法第34条の22第13項）。

2 種類の変更の登記の手続

(1) 登記すべき事項等

監査法人がその種類を変更する場合には、種類を異にする法人への移行と見るべきであることから、組登令第6条（変更の登記）ではなく、組登令第10条（移行等の登記）が適用される。

したがって、監査法人が1の定款変更を行った場合には、当該変更の効力が生じた日から、主たる事務所の所在地においては2週間以内に、従たる事務所の所在地においては3週間以内に、次の事項を登記する必要がある（別紙記録例第3）。

ア 有限責任監査法人を無限責任監査法人に変更する場合

名称の変更のほか、新たに登記すべきこととなった事項（当該監査法人を代表すべき社員以外の社員の住所）を登記し、登記を要しないこととなった事項（資本金の額）を抹消する。

イ 無限責任監査法人を有限責任監査法人に変更する場合

名称の変更のほか、新たに登記すべきこととなった事項（資本金の額）を登記し、登記を要しないこととなった事項（当該監査法人を代表すべき社員以外の社員の住所）を抹消する。

(2) 添付書面

1の定款の変更に係る総社員の同意があったことを証する書面を添付する（組登令第21条）。

第8 代表者事項証明書

監査法人の代表者事項証明書については、監査法人を代表する社員（公認会計士社員又は特定社員）の一部についての代表者事項証明書の交付請求があった場合には、これを交付して差し支えない。

第9 経過措置

改正法の施行の際現に存する監査法人の定款には、その社員の全部を無限責任社員とする旨の定めがあるものとみなすとされた（改正法附則第8条）。

別紙書記録例

第1 有限責任監査法人

1 設立に関する登記

名称	有限責任監査法人〇〇	
主たる事務所	東京都千代田区麹ヶ岡一丁目1番1号	
法人成立の年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
目的等	目的及び業務 1. 〇〇〇〇 2. 〇〇〇〇 3. 〇〇〇〇	
役員に関する事項	東京都文京区小日向一丁目1番3号 社員 甲 野 太 郎	
	東京都大田区東蒲田二丁目5番1号 社員 乙 野 次 郎 (特定社員)	
従たる事務所	1 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地	
資本金	金〇〇万円	
解散の事由	〇 〇	
登記記録に関する事項	設立	平成〇〇年〇〇月〇〇日登記

2 社員に関する登記

(1) 公認会計士である社員が加入した場合

役員に関する事項	東京都文京区小日向一丁目1番3号 社員 甲 野 太 郎	平成〇〇年〇〇月〇〇日加入
		平成〇〇年〇〇月〇〇日登記

(2) 特定社員である社員が加入した場合

役員に関する事項	東京都文京区小日向一丁目1番3号 社員 甲 野 太 郎 (特定社員)	平成〇〇年〇〇月〇〇日加入
		平成〇〇年〇〇月〇〇日登記

(3) 特定社員が特定社員でない社員となった場合

役員に関する事項	東京都文京区小日向一丁目1番3号 社員 甲野太郎 (特定社員)	
	東京都文京区小日向一丁目1番3号 社員 甲野太郎	平成〇〇年〇〇月〇〇日資格 変更 ----- 平成〇〇年〇〇月〇〇日登記

(4) 法34条の10の3第1項ただし書及び同条第2項ただし書の定めを設けたとき

役員に関する事項	東京都文京区小日向一丁目1番3号 社員 甲野太郎	
	東京都大田区東蒲田二丁目5番1号 社員 乙野次郎	
	東京都文京区西が原二丁目3番6号 社員 丙野三郎 (特定社員)	
	社員 甲野太郎	平成〇〇年〇〇月〇〇日資格 変更 ----- 平成〇〇年〇〇月〇〇日登記
	東京都大田区東蒲田二丁目5番1号 代表社員 乙野次郎	平成〇〇年〇〇月〇〇日資格 変更 ----- 平成〇〇年〇〇月〇〇日登記
	東京都文京区西が原二丁目3番6号 代表社員 丙野三郎 (特定社員)	平成〇〇年〇〇月〇〇日資格 変更 ----- 平成〇〇年〇〇月〇〇日登記

(注) 公認会計士である社員について、法34条の10の3第1項ただし書の定め又は同条第2項ただし書の定めのみを設けることはできない。

(5) 法34条の10の3第2項ただし書の定めを設けたとき

役員に関する事項	東京都大田区東蒲田二丁目5番1号 社員 乙野次郎	
	東京都文京区西が原二丁目3番6号 社員 丙野三郎 (特定社員)	
	社員 丙野三郎 (特定社員)	平成〇〇年〇〇月〇〇日資格 変更 ----- 平成〇〇年〇〇月〇〇日登記
	東京都大田区東蒲田二丁目5番1号 代表社員 乙野次郎	平成〇〇年〇〇月〇〇日資格 変更 ----- 平成〇〇年〇〇月〇〇日登記

第2 無限責任監査法人

1 設立に関する登記

名称	監査法人〇〇	
主たる事務所	東京都千代田区護国寺一丁目1番1号	
法人成立の年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
目的等	目的及び業務 1. 〇〇〇〇 2. 〇〇〇〇 3. 〇〇〇〇	
役員に関する事項	東京都文京区小日向一丁目1番3号 社員 甲野太郎	
	東京都大田区東蒲田二丁目5番1号 社員 乙野次郎 (特定社員)	
従たる事務所	1 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地	
解散の事由	〇〇	
登記記録に関する事項	設立 平成〇〇年〇〇月〇〇日登記	

2 社員に関する登記

(1) 公認会計士である社員が加入した場合

役員に関する事項	東京都大田区東蒲田二丁目5番1号 社員 甲野太郎	平成〇〇年〇〇月〇〇日加入
		平成〇〇年〇〇月〇〇日登記

(2) 特定社員である社員が加入した場合

役員に関する事項	東京都大田区東蒲田二丁目5番1号 社員 甲野太郎 (特定社員)	平成〇〇年〇〇月〇〇日加入
		平成〇〇年〇〇月〇〇日登記

(3) 特定社員が特定社員でない社員となった場合

役員に関する事項	東京都大田区東蒲田二丁目5番1号 社員 甲野太郎 (特定社員)	
	東京都大田区東蒲田二丁目5番1号 社員 甲野太郎	平成〇〇年〇〇月〇〇日資格 変更 ----- 平成〇〇年〇〇月〇〇日登記

(4) 法34条の10の3第1項ただし書及び同条第2項ただし書の定めを設けたとき

役員に関する事項	東京都大田区東蒲田二丁目5番1号 社員 甲野太郎	
	東京都文京区小日向一丁目1番3号 社員 乙野次郎	
	東京都大田区東蒲田二丁目5番1号 社員 丙野三郎 (特定社員)	
	東京都文京区小日向一丁目1番3号 代表社員 乙野次郎	平成〇〇年〇〇月〇〇日資格 変更 ----- 平成〇〇年〇〇月〇〇日登記
	東京都大田区東蒲田二丁目5番1号 代表社員 丙野三郎 (特定社員)	平成〇〇年〇〇月〇〇日資格 変更 ----- 平成〇〇年〇〇月〇〇日登記

(注) 公認会計士である社員について、法34条の10の3第1項ただし書の定め又は同条第2項ただし書の定めのみを設けることはできない。

(5) 法34条の10の3第2項ただし書の定めを設けたとき

役員に関する事項	東京都大田区東蒲田二丁目5番1号 社員 甲野太郎 (特定社員)	
	東京都文京区小月向一丁目1番3号 社員 乙野次郎 (特定社員)	
	東京都文京区東蒲田二丁目5番1号 社員 丙野三郎	
	東京都大田区東蒲田二丁目5番1号 代表社員 乙野次郎 (特定社員)	平成〇〇年〇〇月〇〇日資格 変更 ----- 平成〇〇年〇〇月〇〇日登記
	東京都大田区東蒲田二丁目5番1号 代表社員 丙野三郎	平成〇〇年〇〇月〇〇日資格 変更 ----- 平成〇〇年〇〇月〇〇日登記

第3 その他

1 有限責任監査法人を無限監査法人に変更する場合

名称	有限責任監査法人〇〇	
	監査法人〇〇	平成〇〇年〇〇月〇〇日変更 ----- 平成〇〇年〇〇月〇〇日登記
主たる事務所	東京都千代田区霞ヶ関一丁目1番1号	
法人成立の年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
目的等	目的及び業務 1. 〇〇〇〇 2. 〇〇〇〇 3. 〇〇〇〇	
役員に関する事項	社員 甲野太郎	
	東京都文京区小日向一丁目1番3号 社員 甲野太郎	平成〇〇年〇〇月〇〇日変更 ----- 平成〇〇年〇〇月〇〇日登記
	東京都大田区京浜田二丁目5番1号 代表社員 乙野次郎	
従たる事務所	1 〇県〇市〇町〇番地	
資本金	金〇〇万円	
	無限責任監査法人へ移行により抹消 平成〇〇年〇〇月〇〇日登記	
解散の事由	〇 〇	
登記記録に関する事項	設立 平成〇〇年〇〇月〇〇日登記	

2 無限責任監査法人を有限責任監査法人に変更する場合

名称	監査法人〇〇	
	有限責任監査法人〇〇	平成〇〇年〇〇月〇〇日変更 ----- 平成〇〇年〇〇月〇〇日登記
主たる事務所	東京都千代田区綾ヶ関一丁目1番1号	
法人成立の年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
目的等	目的及び業務 1. 〇〇〇〇 2. 〇〇〇〇 3. 〇〇〇〇	
役員に関する事項	東京都文京区小日向一丁目1番3号 社員 甲野太郎	平成〇〇年〇〇月〇〇日変更 ----- 平成〇〇年〇〇月〇〇日登記
	社員 甲野太郎	
	東京都大田区東蒲田二丁目5番1号 代表社員 乙野次郎	
従たる事務所	1 〇県〇市〇町〇番地	
資本金	金〇〇万円 有限責任監査法人へ移行 平成〇〇年〇〇月〇〇日登記	
解散の事由	〇 〇	
登記記録に関する事項	設立 平成〇〇年〇〇月〇〇日登記	

別紙

登録証明事務取扱要領様式第2号

監査法人の社員資格証明願

日本公認会計士協会 御中

申請者(住所・氏名・登録番号)は別紙のとおり

私(達)は、

- 1 日本公認会計士協会に備える **公認会計士** **公認会計士**
外国公認会計士 名簿に登録された**外国公認会計士**
特定社員 **特定社員**
- であること。
 2 公認会計士法第34条の4第2項各号のいずれにも該当しないこと。

につき証明願います。

年 月 日

申請者 氏名	ⓐ	氏名	ⓑ
氏名	ⓒ	氏名	ⓓ
氏名	ⓔ	氏名	ⓕ
氏名	ⓖ	氏名	ⓗ
氏名	ⓓ	氏名	ⓓ

上記のとおり相違ないことを証明する。

公証 第 号
平成 年 月 日

日本公認会計士協会
専務理事

協会印

本紙と別紙との間に割り印を押捺すること
且の部分について不要なものは削除すること

<別紙>

(住 所)
 (氏 名)
 (登録番号) 第 号

(住 所)
 (氏 名)
 (登録番号)